

## 桜花学園大学大学院 履修規程

第1条 桜花学園大学大学院学則（以下「学則」という）第5章第13条、第14条、及び第15条の定める履修方法を以下に定める。

第2条 修士の学位を修得するためには、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 人間科学専攻専門科目、地域文化専攻専門科目の内よりそれぞれ専攻にあわせて20単位以上を履修すること。ただし、自己の専攻以外の他の専攻専門科目から10単位を上限に修了要件単位にできる。
- (2) 論文指導にあたる課題研究（必修）を履修すること。
- (3) 両専攻共通科目である人間文化特論（必修）を履修すること。
- (4) 修士論文を指定の期日までに提出し、論文の審査等を経て合格しなければならない。
- (5) 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後修得したものとみなすことができる。ただし、学則第29条第3項（他大学院における研究指導）における修得単位と合わせて20単位を超えないものとする。

第3条 大学院学則の第5章第20条単位認定のための試験等の受験資格に関し、次の各号の一に該当する場合は、その受験資格を失う。

- (1) 当該授業科目の欠課が開講授業時数の3分の1を超えたとき
- (2) 授業料等納付金が未納のとき
- (3) 科目の履修登録がされていないとき

第4条 各専攻の専門科目は学則別表1の通りである。

第5条 その他、履修上に問題のある場合は、研究科委員会において調整する。

### 附則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この改正規程は平成16年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

この改定規定は、平成22年4月1日から施行する。

この改定規定は、平成23年4月1日から施行する。

この改定規定は、平成25年4月1日から施行する。

この改定規定は、平成26年4月1日から施行する。

この改定規定は、平成27年4月1日から施行する。

この改定規定は、平成30年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成31年4月1日から施行する。

この改定規程は、令和02年4月1日から施行する。

この改定規程は、第1条、第2条、第3条、及び第4条の変更により改正し、令和03年4月1日から施行する。

この改定規程は、令和04年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和06年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和07年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和08年4月1日から施行する。

# 桜花学園大学 学位規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、桜花学園大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

## (学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

## (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

## (専攻分野の名称)

第4条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表に定めるとおりとする。

## (学位請求の手続き)

第5条 第3条第2項に規定する者が、修士の学位を請求しようとするときは、修士論文を添えて論文審査願を研究科長に提出しなければならない。

## (修士論文の審査)

第6条 研究科長は、修士論文を受理したときは、修士の学位授与の可否を、研究科委員会の審議に付さなければならない。

## (審査委員会)

第7条 研究科長は、前条により修士論文が審査に付されたときは、審査委員会を設置し、修士論文の審査及び最終試験を行わせる。

2 審査委員会は、修士論文を提出した学生が所属する専攻に属する研究科担当教員のうちから、指導教員を含む3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査委員会に主査を置き、指導教員をもってあてる。（又は、審査委員の互選により選出する。）

## (最終試験)

第8条 前条第1項に規定する最終試験は、当該修士論文を中心として、口述又は筆記により行う。

## (研究科委員会への報告)

第9条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験が終了したときは、その結果を速やかに文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

## (研究科委員会の議決)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の可否について議決する。

2 前項に規定する修士の学位授与の議決は、研究科委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

## (審査結果の報告)

第11条 研究科委員会が前条の規定により修士の学位の授与を決定したときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

## (学位記の授与)

第12条 学長は、第3条第1項の規定に基づき、学士の学位を授与すべき者に、別表1の学位記を授与する。

2 学長は、第3条第2項の規定及び前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者に、別表2の学位記を授与する。

## (学位の名称の使用)

第13条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、当該学位名に「桜花学園大学」の名称を付記しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年度入学者から適用し、現に在学する学生は、従前の規程を適用する。

別表1

学位	学部、学科、研究科の名称	専攻分野の名称
学士	保育学部保育学科	保育学
	学芸学部英語学科	英語

別表2

学位	学部、学科、研究科の名称	専攻分野の名称
修士	人間文化研究科人間科学専攻	人間科学専攻
	人間文化研究科地域文化専攻	地域文化専攻

## 桜花学園大学大学院 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 桜花学園大学大学院学則(以下「学則」という。)第32条2項に定める、科目等履修生(以下「履修生」という。)に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 桜花学園大学大学院(以下「本学院」という。)の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を志望する者がいるときは、学長は、研究科委員会の議を経て、履修生として入学を許可することがある。

(入学資格)

第3条 履修生としての入学資格者は、学則第32条に定める資格を有する者とする。

(履修期間)

第4条 履修生の履修期間は、6ヶ月以上1年以内とする。  
ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(入学の時期)

第5条 履修生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(出願手続)

第6条 履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び第13条に定める入学検定料を添え、前学期の入学にあつては3月1日、後学期の入学にあつては9月1日までに学長に願出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) 写真(2枚)
- (4) 最終学校の成績証明書と、卒業(見込み)または修了(見込み)証明書
- (5) 在職中の者は、当該所属長の承諾書

(入学選考及び入学の許可)

第7条 前条の定めにより出願手続を経た者に対し、研究科専攻の履修科目に対する基礎的能力を学科試験または面接等により選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は入学を許可する。

(入学の手続)

第8条 履修生として入学を許可された者は、入学許可を得た日から10日以内に第13条に定める入学金及び授業料を納付しなければならない。  
2 履修生として入学を許可された者で、前項に定める納付金を期日までに納付しないときは、入学を取り消すことがある。  
3 既納の納付金は、原則として返還しない。

(学生証の交付)

第9条 履修生には履修生としての身分を証する学生証を交付する。

(単位の授与及び証明書)

第10条 授業科目を履修した履修生に対し、試験の上、単位を授与する。  
2 履修を修了した場合は、願出により、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第11条 履修生が履修期間の途中において退学しようとするときは、所定の退学願にその理由を記載し、学長に願出でて許可を得なければならない。

(退学を命ずる場合)

第12条 履修生で本学の諸規則・規程に違反し、又は履修に適しないと認められる者については、研究科委員会の議を経て、学長は退学を命ずることがある。

(学費等の額)

第 13 条 履修生の入学検定料，入学金及び授業料等の額は別表のとおりとする。

2 実験又は実習に要する実費は，履修生の負担とする。

(準用規定)

第 14 条 この規程に定めるもののほか，学則その他学内諸規則の学生に関する規程を準用する。

附則

この規程は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

別表

納付金等（第 13 条関係）

区 分	納 付 金 額
検 定 料	本大学院入学検定料の半額
授業料(1 単位)	20,000 円

## 桜花学園大学大学院 外国人留学生規程

### (趣旨)

第1条 桜花学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第30条2項に定める、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

### (募集人員)

第2条 留学生の募集人員は、人間文化研究科人間科学専攻及び地域文化専攻ともに若干名とする。

### (出願資格)

第3条 留学生募集のための入学試験に出願できる者は、日本国籍を有しない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本の大学を留学生として卒業した者、及び出願年度の3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、及び出願年度の3月31日までに修了見込みの者
- (3) 大学卒業までに16年を要しない国において大学を修了した者で、本学大学院研究科委員会において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) その他、本学大学院研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (出願資格の審査)

第4条 前条の(2)、(3)に該当する者は、次の要項にしたがって、資格審査を受けなければならない。

- (1) 当該前年度に指定された期間内の申請
- (2) 申請時に提出する書類
  - ① 出願資格認定申請書
  - ② 最終学校の卒業証明書
  - ③ 最終学校の成績証明書
  - ④ 在籍（在学）証明書（該当者のみ）
- (3) 審査の日時・場所  
必要な場合は本人に別途通知する。
- (4) 審査結果の通知  
当該前年度の通知締め切り日までに、文書で本人に通知する。

### (出願方法)

第5条 出願資格を得た者は、出願に必要な以下の書類を所定の期日までに本学入試広報課に提出しなければならない。

ただし、第4条の「出願資格の審査」を申請した者で、申請時に提出した書類については、重ねて提出する必要はない。

- (1) 入学志願票
- (2) 最終学校の卒業（見込み）証明書
- (3) 最終学校の成績（見込み）証明書
- (4) 卒業論文または卒業研究の概要
- (5) 入学後の研究計画書
- (6) 外国人登録済証明書、または「受験」と明示してある査証（コピーでもよい）
- (7) その他、募集要項に添付の書類

### (出願期間)

第6条 留学生募集のための出願期間を定める。

ただし、書類が郵送される場合は、締切日必着とする。

### (選抜方法)

第7条 入学者の選抜は、次の各項を総合して行う。

- (1) 入学試験の成績
- (2) 最終学校の成績
- (3) 健康診断書

(入学試験の期日と試験科目等)

- 第8条 入学試験の期日については別に定める。  
2 試験科目と試験時間は次のとおりとする。

試験科目等	試験時間
日本語	60分
小論文	90分
面接（提出された研究計画書を中心に行う）	30分

(入学検定料等)

- 第9条 入学検定料は別に定める。  
2 入学検定料の納入方法は、本学所定の振込依頼書で、出願期間内に指定の銀行に振り込む。

(合格発表)

- 第10条 合格発表は、当該前年度の発表日時に本学入試広報部で発表し、同時に受験生全員に受験の結果に関わる通知書を郵送する。  
2 合格発表に関する電話・郵便等の問い合わせには応じない。

(学費)

留学生の学費については別に定める。

附則

- この規程は平成14年4月1日から施行する。  
この規程は平成18年4月1日から施行する。  
この改定規程は平成24年4月1日から施行する。

## 桜花学園大学大学院 研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桜花学園大学大学院学則第32条4項の規定に基づき、桜花学園大学大学院（以下「本学院」という。）の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。  
ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学資格)

第3条 本学院の研究生の入学資格は、大学院修士課程を修了した者又は研究科委員会において特定の研究分野について、これに準ずる学力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に別表1に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

ただし、本学園が設置する学校に在籍する者及び卒業生の志願については、入学検定料を免除する。

- (1) 入学願書及び研究計画書（ともに本学所定のもの）
- (2) 履歴書及び健康診断書
- (3) 最終出身校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 在職中の者は、その所属機関等の長の承諾書

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、研究科委員会による審査と面接で選考を行う。

(入学の許可)

第6条 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者は、所定の入学手続として別表1に定める授業料を所定の期日まで納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に研究生として入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。

ただし、引き続き研究を希望する者は、許可を得てこの期間を延長することができる。

(指導教員等)

第8条 研究科委員会は、研究課題に応じて、研究生の指導教員を指定する。

- 2 研究生は、研究課題について指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、当該研究に関連のある授業を聴講することができる。
- 3 研究生は、指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の諸施設及び諸設備を使用することができる。
- 4 研究生が、単位を修得しようとするときは、あらためて科目等履修生として入学しなければならない。

(研究の修了)

第9条 研究生が所定の期間在学し、その研究を修了した場合には、研究成果の概要等を記載した研究修了届を、指導教員を経て研究科委員会に提出しなければならない。

- 2 学長は、研究修了者に対し、本人の請求により研究証明書を交付することができる。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項がある場合は研究科委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成17年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この改定規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

区 分	納 付 金 額
入学検定料	本大学院入学検定料の半額
授業料（半期）	100,000円

（注 1）納付期日は学期の始めとする。（4 月又は 10 月）

## 桜花学園大学大学院 授業料等収納規程

### (準拠)

第1条 この規程は、桜花学園大学大学院学則（以下、「学則」という。）第30条に基づき、入学検定料、入学金及び授業料、教育充実費（以下、授業料、教育充実費を「授業料等」という。）の収納方法について定めるものとする。

### (授業料等の額)

第2条 授業料等の額は、入学時の学則第30条別表第2に定めるものとする。

### (収納の方法)

第3条 学則に定める入学検定料、入学金及び授業料等の収納方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学検定料は、入学の出願時に所定の金額を収納するものとする。
- (2) 入学金は、所定の入学手続き期間に収納するものとする。
- (3) 授業料等は、4月1日から4月30日までに収納するものとする。

### (収納の特例)

第4条 前条の定めにかかわらず、願い出により学長が認めた者については、授業料等については後納、又は月割りに分割し収納するものとする。

- 2 前項により分割し割り切れない場合は、最初の月額において端数の額を上乗せし納付するものとする。
- 3 授業料等の分納を許可した者については、所定の金額を各月末までに収納するものとする。  
ただし、夏季休業など長期休業期間については、休業前に複数月分の前納を認めることができるものとする。

### (休学及び復学者の授業料等)

第5条 休学者の授業料等は、在学の属する月までの納付金額を月末までに収納するものとする。

- 2 復学者の授業料等は、復学した月からのその月の属する学期末の月までの納付金額を、復学した月末までに収納するものとする。

### (退学者の授業料等)

第6条 退学者の授業料等は、在籍の属する月までの額をその日の属する月末までに収納するものとする。

ただし、収納金額が割り切れない場合は100円未満は切り捨てた額を収納するものとする。

### (修業年限を超えた者の授業料等)

第7条 修業年限2年を超えた者の納付金の額は、入学時の学則を適用し、次のとおり収納するものとする。

- 2 休学により在学期間が2年未満となり修了要件を充足できなかった者は、全ての授業料等を収納するものとする。
- 3 修業年限2年を超え修了要件単位を充足できなかった者は、授業料等について次の各号のとおり収納するものとする。  
ただし、次の各号の減額措置により納付金額が割り切れない場合は、100円未満を切り捨てた額を納付するものとする。  
(1) 修了要件不足単位が10単位未満の者は、授業料等の2分の1の額を収納するものとする。  
(2) 修了要件不足単位が10単位以上の者は、授業料等の全額を収納するものとする。

### (長期滞納者の除籍)

第8条 正当な事由もなく再三の督促にもかかわらず、授業料等を納付しない者については、督促後の納付期限から3ヶ月後の直近の研究科委員会において除籍するものとする。

### (収納した授業料等)

第9条 いったん収納した検定料、入学金及び授業料等は、原則として返付しないものとする。

### (委任)

第10条 この規程の適用にあたって必要な事項は、別に定める。

附則

この規程（収納の方法）は、平成20年5月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。  
この改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 桜花学園大学大学院 特別奨学生に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、桜花学園大学大学院の特別奨学生（以下「奨学生」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (資格)

第2条 奨学生となれる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 本学大学院学則第27条に定める入学資格を有する者で、本学への希望意志が固くその理由が明確な者
- (2) 人物及び学業成績が優秀な者

### (選考基準)

第3条 奨学生の選考は、原則として次の各号の一に定める基準に拠って行うものとし、各号の基準は別に定める。

- (1) 人物が優れており、学業成績が優秀である者
- (2) 学園並びに大学の発展に貢献、寄与し得ると認められる者

### (選考委員会)

第4条 奨学生を選考するために、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、学長、副学長、研究科長、及び学長が指名した教員をもって構成する。
- 3 選考委員会は、奨学生の選考及び学納金の減免額並びに奨学生に関する事項について審議する。

### (奨学生の決定)

第5条 奨学生は、前条に定める選考委員会の議を経て理事長が決定する。

### (学納金の減免)

第6条 奨学生の学納金については、一部又は全部を減免できるものとし、第4条に定める選考委員会の議を経て理事長が決定する。

### (資格の取消)

第7条 次の各号の一に該当した場合には、奨学生としての資格を失うものとする。

- (1) 本人の申出による場合
- (2) 奨学生としての条件等に該当しなくなった場合
- (3) 大学の秩序を乱す行為があった場合
- (4) 学生としての本分に反した場合

### (取消後の学納金)

第8条 奨学生としての資格を失い、その後も引き続き在籍する場合の学納金については、その資格を失った月の翌月から学則に定められた学納金を月割按分して計算した金額を、納付しなければならない。

### (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程（「副学長」への名称変更）は、平成26年4月1日から施行する。

## 桜花学園大学大学院 長期履修学生に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、桜花学園大学大学院学則第5条3項の規定に基づき、長期にわたる教育課程を履修する学生(以下「長期履修学生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、所属長の承諾を得た者
  - (2) その他やむを得ない事情であると学長が認める者
- 2 長期履修学生を受け入れる本大学院の研究科・専攻は、次に定める研究科・専攻とする。
- (1) 人間文化研究科・人間科学専攻
  - (2) 人間文化研究科・地域文化専攻

### (申請手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、入学を許可されたのちに学長に申請しなければならない。

### (許可)

第4条 前条の申請については、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

### (長期履修の期間)

第5条 長期にわたる教育課程を履修することができる期間は、3年間とする。

- 2 長期履修学生として申請した履修期間の変更は、原則認めない。

### (教育課程の編成)

第6条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、研究科が定める履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

### (履修登録単位数の制限)

第7条 長期履修学生が履修登録できる1学年当たりの単位数は、14単位を限度とする。ただし、特別の事情があると学長が認めた場合については、この限りでない。

### (授業料等)

第8条 長期履修学生の授業料等の年額は、桜花学園大学大学院学則別表3の定めるところによる。

- 2 長期履修学生として許可され、3年間の履修期間を超えた場合の授業料は、桜花学園大学大学院 授業料等収納規程の定めるところによる。

### (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。

この規程は、当分の間人間文化研究科人間科学専攻の学生のみ適用とする。

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。